

市民参加実施予定シート

担当課：博物館

予定
令和6年4月1日時点

(1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	流山市文化財保存活用地域計画		市が考える 市民等への影響	メリット 市に残る歴史的文化的な遺産を守り、次の世代へ引き継ぐことができる。 デメリット 特になし
正式名称	流山市文化財保存活用地域計画			
概要	市内に残る歴史的・文化的な遺産を守り、活用をしていきます。歴史や文化を知ること、流山市の歴史的な価値やすみやすい土地として郷土への愛着を深めていくものです。			上位計画 の有無
				有(県)

(2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り()

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数 実施	審議会等	令和3年3月～令和5年12月中 で9回程度	審議委員(専門家、市内関 係団体)	1033591	流山市文化財保存活用地域計画策 定協議会	文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、文化財保護法第183条の3の第3項において、市町村の教育委員会は、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会及び当該協議会(文化財保存活用地位計画策定協議会)の意見を聴かなければならないと定められているため。
	審議会等	令和3年11月～令和5年12月 中で7回程度	審議委員(専門家、公募の 市民)	1001768	流山市文化財審議会	同上
	パブリックコメント手続	令和5年6月～7月	全市民等	1043880		広く案を周知するとともに、案に対する具体的な意見を聴取できるため

(4) 市民参加のスケジュール(予定)

令和4年度			令和5年度											令和6年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
			審議会												
				パブリックコメント				文化庁申請							
										文化庁認定					

(5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
パブリックコメント手続	令和5年12月～令和6年1月	計画認定が令和5年12月から令和6年7月に変更したため			